

2022年6月20日

各 位

住 所	東京都渋谷区桜丘町 26 番1号	
会 社 名	GMO メディア株式会社	
代 表 者	代表取締役社長	森 輝 幸
	(コード番号 6180 グロース)	
問い合わせ先	常務取締役	石橋 正剛
T E L	03-5456-2626	

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会におきまして、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定並びに 2022年3月18日開催の当社第22期定時株主総会の決議に基づき、当社取締役・従業員当社連結子会社の取締役・従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、及びその発行内容につき具体的な内容を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの企業価値向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役及び従業員並びに当社連結子会社の取締役及び従業員に対して、金銭の払込を要することなく新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当対象者及びその人数に並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	5 人	235 個
当社従業員	23 人	163 個
当社連結子会社取締役	2 人	255 個
当社連結子会社従業員	3 人	15 個
合計	33 人	668 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の総数は当社普通株式 66,800 株とし、新株予約権 1 個当たり 100 株と

する。

ただし、付与株式数は、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という)の後、当社が普通株式の分割、又は、普通株式の併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、当社は、株式無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で付与株式数を調整することができる。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

668 個

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の権利行使期間

2024 年7月9日から2032 年5月19日までの期間

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける普通株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。なお、「時価」とは、普通株式の発行または処分に係る払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{1株当たり払込金額}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数を控除した数とし、当社が保有する普通株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役もしくは従業員又は当社連結子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない
- ④ 行使期間の最終日（行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）の前営業日までに、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも2,740円（当社上場時の公募価格）を超過した場合、当該日の翌日以降、新株予約権者は当該新株予約権を行使することができる。
- ⑤ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約、新設合併契約又は株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(12) 新株予約権の割当日

2022 年 7 月 8 日

(13) 新株予約権の行使により生じる 1 株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上